

緊急通報装置等のご案内

健康不安を抱えている在宅の高齢者で、緊急時に連絡をとることが困難な人に対して、速やかに対応するため、緊急通報装置を設置しています。 令和5年9月

| | |
|----------|--|
| 緊急通報装置とは | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急通報装置本体・携帯型ペンダント（ペンダント式通報機器）・煙センサー（煙感知器）の3点をレンタルします。 ◆ <u>ひとり暮らしで、室内に体温を感知するペットを飼っていない方は、生活リズムの乱れを体温により感知する熱感知センサーを追加で設置することが可能です。</u> ◆ 固定電話回線を設置できない方は、モバイル端末型機器を設置可能です。 ◆ 緊急通報装置本体、携帯型ペンダント又はモバイル端末型機器のボタンを押すと、電話回線を通じて警備会社の受信センターに連絡が入ります。通報を受けたセンターは、必要に応じて、消防署に救助要請を行い、緊急要員を出動させます。 ◆ <u>心臓用ペースメーカーをお使いの方は、携帯型ペンダントのご利用について主治医の方に承諾を得てください。得られなかった場合、携帯型ペンダントのご利用ができないことに同意の上、その他の機器をご利用することは可能です。</u> |
| 申請に必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ① 高槻市緊急通報装置等利用申請書（緊急時の連絡先等） ② 緊急通報装置等利用にかかる承諾書 ③ 緊急通報装置等利用にかかる申立書（必要な方のみ） ※ 65歳未満の方と同居で日中等に高齢者のみの世帯となる場合や、別居であっても世帯上は65歳未満の方と同じ世帯の場合などに、申立書の提出が必要となります。 ④ <u>生計中心者の現年度の市民税額を確認できる書類（必要な方のみ）</u> ※ 転入した方など、1月1日時点の住所が他市の場合、他市発行の市民税課税証明書が必要になります。 ※ 4月から6月の間に申請する場合、前年度の市民税額を確認できる書類が必要となります。 ⑤ <u>玄関の合鍵（機器設置時に警備会社へ預けます。緊急時に警備会社がお自宅に入るために使います。玄関以外の合鍵でも可能です。）</u> ※ 鍵を取り替えた場合は、警備会社に連絡し新しい合鍵を必ず提出してください。 ⑥ <u>固定電話の設置及び回線契約をしていること（一部使えない回線があります。）</u> ※ モバイル端末型機器を除く |
| 対象者 | ひとり暮らしの高齢者（日中等ひとり暮らしの方を含む）または高齢者のみの世帯 |
| 生計中心者とは | 生計を一緒にしている者の中で最も収入の多い方が生計中心者となります。 |
| 決定 | <p>決定通知書を申請者宛に送付します。警備会社から電話で連絡が入りますので、都合の良い日時を決めて機器を設置し、合鍵を授受してください。</p> <p><u>※ 設置が決定した方は家の戸口に必ず表札を上げてください。</u></p> <p><u>緊急出動時に利用者の家であることが分かるようにするためです。</u></p> |
| 利用料 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 生計中心者の現年度の市民税課税状況等により、利用者負担があります。利用者負担は直接業者に支払ってください（口座引き落とし）。 ・ 「緊急通報装置」を設置する場合：月額 907 円（税込） ・ 「緊急通報装置」及び「熱感知センサー」を設置する場合：月額 1,688 円（税込） ・ 「モバイル端末型緊急通報装置」を設置する場合：月額 1,089 円（税込） <p>ただし、消費税等についての法改正が実施された場合はこの限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>毎年7月に利用者負担額を決定します。</u> ◆ <u>確定申告以降に所得税修正申告をされた方は必ず市に連絡してください。</u> |
| 機器の点検 | ◆ 電池の交換など、年1回程度の点検をしています。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用者の都合で移設される際（市内転居等）は、手数料がかかる場合があります。 ◆ <u>民生委員児童委員の依頼に基づき機器の設置状況に関する情報を提供しています。そのことに同意の上、申請してください。</u> |